

身体拘束防止のための指針

社会福祉法人 縁むすび福社会
六道楽苑

目次

1	事業所における身体拘束防止に関する基本的考え方 ..	2
2	身体拘束廃止に向けての基本指針	2
3	施設内の組織に関する事項	3
4	やむを得ず身体拘束を行う場合	4
5	身体拘束廃止、改善のための職員研修について	4
6	利用者等に対する当該指針の閲覧について	4
7	添付資料	

1 事業所における身体拘束防止に関する基本的考え方

(1) 目的

本指針は、宍道楽苑において利用者の尊厳と主体性を尊重し、高速を安易に正当化することなく、職員一人一人が拘束による身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急・やむを得ない場合を除き身体拘束をしないケアの実施に努めることを目的とする。

(2) 身体拘束禁止の基準

サービス提供にあたって、当該利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急・やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を禁止する。

(3) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで身体拘束をしないケアの提供を行うことを原則とするが、例外的に以下の三つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うこととする。

- ① 切迫性：当該利用者または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上の三つの要件をすべて満たすことを条件とする。

2 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束および行動制限を禁止する。

(身体拘束に該当する具体的行動)

- 徘徊しない様に車椅子や椅子に体幹や四肢を紐等で縛る
- 転落しない様に、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
- 自分でおりられない様にベッドを柵で囲む
- 点滴・経管栄養とのチューブを抜かない様に、四肢を紐等で縛る
- 点滴・経管栄養のチューブを抜かない様に、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける

- 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしない様に、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- 立ち上がる能力のある人の立ちあがりを妨げるような椅子を使用する
- 脱衣やオムツ外しを制限するために、つなぎ服を着せる
- 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- 自分の意思で開ける事の出来ない居室等に隔離する

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人またはほかの利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行う。また、身体拘束を行った場合は看護師をはじめ身体拘束廃止委員会を中心に十分な観察を行うとともに、経過観察を行い、出来るだけ早期に拘束を解除するように努める。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- 利用者主体の行動・尊厳ある生活に強める
- 言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げないように努める
- 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応を行う
- 利用者の安全を確保する観点から、利用者の身体的・精神的安楽を妨げるような行為は行わない
- 「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努める。
-

3 施設内の組織に関する事項

(1) 身体拘束廃止委員会の設置

当施設では、身体拘束が必要となった場合、適宜委員会を開催する。

(設置目的)

- 施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討および手続き
- 身体拘束を実施した場合の解除の検討

(身体拘束廃止委員会構成員)

- 施設長、副施設長
- 看護職員、介護職員（ユニットリーダー）
- 栄養職員、機能訓練指導員
- 介護支援専門員

3 やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、以下の手順に沿って実施する。

- ① カンファレンスの実施
- ② 利用者本人や家族に対する説明
- ③ 記録と再検討
- ④ 拘束の解除

4 身体拘束廃止、改善のための職員研修

全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行うこととする。

- ① 毎年研修プログラムを作成し、年一回の研修教育を実施する
- ② 新規採用時に対する身体拘束廃止、改善のための研修を実施する
- ③ その他必要な教育・研修の実施

5 利用者等に対する当該指針の閲覧について

本指針を事業所内に設置するとともに、事業所のホームページに掲載することで、いつでも利用者や家族が閲覧できるようにする。

附則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。